



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）	1
告 示	
○農業振興地域の区域の変更（農政経済課）	2
○漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定の変更（水産課）	2
○公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）	2
○公共測量の実施の終了の通知・2件（都市計画・モノレール課）	3
公 告	
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）	3
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）	5
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	7
○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）	11
○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	11
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部運転免許課）	11
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部運転免許課）	12
人事委員会事項	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	15
労働委員会事項	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定	15
正 誤	
○令和2年3月31日付け公報号外第26号中訂正	16

規 則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第46号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（失効）

2 別表2の14の項の規定は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。

別表第2中22の項を23の項とし、14の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店営業その他の営業の仮設の施設のために占有するとき（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るため	占用料の全部
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

の清掃その他の措置が講ぜられるときに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第343号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第81号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 読谷農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく中部広域都市計画用途地域の変更に伴う縮小のため、長浜地区の一部を農業振興地域へ編入し読谷農業振興地域の区域を拡大する。
- 3 拡大の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第344号

平成24年沖縄県告示第322号で告示した特定養殖業の一定の区域のうち、くるまえび養殖業の一定の区域の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	区域
北部加入区	大宜味村、名護市及び宜野座村の地区
南部加入区	浦添市、南城市及び八重瀬町の地区

変更後

加入区の名称	区域
北部加入区	名護市及び宜野座村の地区
南部加入区	南城市及び八重瀬町の地区

沖縄県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北谷町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北谷町（一部）
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年10月31日から令和2年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 豊見城市（一部）
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

沖縄県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市字江洲
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年4月1日から同年6月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

沖縄県告示第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市北東部
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年4月1日から同年6月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 庁外アクセス用端末及び通信サービス使用契約（令和2年度在宅勤務用端末調達分）（設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和2年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営むものであって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設し、運用している事業者であること。
 - (5) 電気通信役務のうち、携帯電話・タブレット端末等（3.9世代移動通信システムを使用するもの）の提供に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (6) 提供しようとする役務等が「庁外アクセス用端末及び通信サービス使用契約（令和2年度在宅勤務用端末調達分）仕様書」を満たすことを証明すること。

- (7) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 全ての構成員が、(1)から(3)までの要件を満たしていること。
 - イ 各構成員の役割分担が明確であること。
 - ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 2(5)に関して、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定に基づく、総務大臣の登録を証する書類
 - キ 2(6)に関して、直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - ク 共同企業体として一般競争入札に参加する場合にあっては、協定書等の写し
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- (3) 申請書等の受付期間 令和2年7月21日（火曜日）から同年8月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年9月30日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する庁外アクセス用端末及び通信サービス使用契約（令和2年度在宅勤務用端末調達分）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 庁外アクセス用端末及び通信サービス使用契約（令和2年度在宅勤務用端末調達分）（設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和2年7月21日付け沖縄県公報定期第4857号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）による入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする庁外アクセス用端末の機能等証明書を令和2年8月21日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該庁外アクセス用端末を納入の期限までに納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和2年7月21日（火曜日）から同年8月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和2年7月21日（火曜日）から同年8月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年8月31日（月曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁14階総合情報政策課無線室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年7月21日（火曜日）から同年8月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年8月31日（月曜日）午前11時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部総合情報政策課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Bids to be tendered
Usage agreement for terminal units to remotely access the Okinawa Prefectural Government computer network system outside of government offices, and ancillary communication services. (including set-up of terminals)
 - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased equipments, along with their hardware and software specifications etc.
 - (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From July 21, 2020 through August 21, 2020 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)
Place: Comprehensive Information Policy Division, Department of Planning,
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
 - (5) Bid due date and time
August 31, 2020 (Monday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Monday August 31, 2020.)
 - (6) Bid opening
Date and Time: August 31, 2020 (Monday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, Wireless Room

- (7) Division in charge
Comprehensive Information Policy Division, Department of Planning Okinawa Prefectural
Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2036
-

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年3月10日
(2) 商号名 山勝組
(3) 代表者名 山城勝
(4) 所在地 名護市字屋部807番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12460号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年3月10日
(2) 商号名 伊良部工業株式会社
(3) 代表者名 渡久山和彦
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根891番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第851号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月7日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年3月10日
(2) 商号名 松堂電設
(3) 代表者名 松堂芳紀
(4) 所在地 沖縄市室川一丁目6番4号1F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第12303号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年3月10日
(2) 商号名 有限会社ふじテクニカル
(3) 代表者名 下里富士夫
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根添1520番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10004号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月14日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和2年3月10日
(2) 商号名 有限会社大丸設備
(3) 代表者名 兼城聡
(4) 所在地 沖縄市古謝二丁目15番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12844号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月14日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止

した旨の届出があった。

- 6(1) 処分をした年月日 令和2年3月10日
- (2) 商号名 有限会社COT協進
- (3) 代表者名 友利正治
- (4) 所在地 宮古島市平良字下里2049番地9
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10904号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年2月17日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年3月18日
- (2) 商号名 有限会社沖建工房
- (3) 代表者名 下地福利
- (4) 所在地 沖縄市山里三丁目1番21号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第11080号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年3月18日
- (2) 商号名 新田建設
- (3) 代表者名 新田修
- (4) 所在地 沖縄市字大里71番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第1578号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年2月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年3月18日
- (2) 商号名 有限会社旭土建
- (3) 代表者名 平山良清
- (4) 所在地 今帰仁村字渡喜仁1112番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第7214号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年3月18日
- (2) 商号名 有限会社神谷工務店
- (3) 代表者名 神谷吉春
- (4) 所在地 南風原町字津嘉山703番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第8217号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和2年3月18日
- (2) 商号名 オオシロインターナショナル
- (3) 代表者名 大城政人
- (4) 所在地 金武町字金武6295番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12902号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 12(1) 処分をした年月日 令和2年3月18日
(2) 商号名 株式会社幸健ホーム
(3) 代表者名 玉城順一
(4) 所在地 那覇市銘苅2丁目10番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第4840号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和2年3月19日
(2) 商号名 タカラ産業
(3) 代表者名 高良忍
(4) 所在地 うるま市字赤道1番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13071号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 株式会社東部電気土木
(3) 代表者名 神谷光准
(4) 所在地 与那原町字上与那原398番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第2474号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 宮城電気工事社
(3) 代表者名 宮城正幸
(4) 所在地 国頭村字辺土名1738番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第4466号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 株式会社ナカモト
(3) 代表者名 仲本源
(4) 所在地 南城市佐敷字新里463番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第9383号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 名城建設
(3) 代表者名 名城政一
(4) 所在地 北中城村字安谷屋1434番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第5275号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月5日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 株式会社ランドプラン

- (3) 代表者名 眞喜志毅
(4) 所在地 沖縄市南桃原四丁目31番33号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第10125号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 有限会社沖水
(3) 代表者名 西里剛
(4) 所在地 うるま市字赤道60番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27) 第4713号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 有限会社南光電気設備
(3) 代表者名 座喜味蔡光
(4) 所在地 沖縄市古謝二丁目18番31号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28) 第4905号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 栄和建设
(3) 代表者名 益栄二
(4) 所在地 西原町上原二丁目16番地の8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第11294号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 沖縄リリーフエンジニアリング株式会社
(3) 代表者名 伊禮盛章
(4) 所在地 那覇市字真地210番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7762号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 有限会社新
(3) 代表者名 山城勝子
(4) 所在地 糸満市字真栄里337番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第9959号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月16日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 24(1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
(2) 商号名 株式会社幸男組

- (3) 代表者名 田場理嗣
- (4) 所在地 名護市大北五丁目20番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第3150号、沖縄県知事 許可(般-27)第3150号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 座安地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年2月13日 沖縄県指令土第63号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里神里原55番1及び55番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワ
ン 代表取締役 松林重行
- 5 検査済証番号 令和2年7月6日 第4670号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月11日 沖縄県指令土第803号、令和2年4月8日 沖縄県
指令土第228号（変更）、令和2年6月30日 沖縄県指令土第390号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市石川東恩納山田原1431番21ほか1筆及び1431番1ほか4筆そ
れぞれの一部（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市与儀三丁目9番23号シーサイドマンション4F 株式会
社ショーケン建託 代表取締役 比嘉奈津子
- 5 検査済証番号 令和2年7月7日 第4671号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月2日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 更新申請書自動作成装置（以下「装置」という。）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和2年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)イに掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配布
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000（内線543）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和2年8月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する装置の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 更新申請書自動作成装置（以下「装置」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和2年7月21日付け沖縄県公報定期第4857号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部運転免許課）による更新申請書自動作成装置の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 装置の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該装置に障害が発生した場合において、通報後24時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を令和2年8月21日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者

ウ 納入しようとする装置の機能等証明書を令和2年8月21日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該装置を納入の期限までに納入することができることを証明した者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和2年8月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000（内線543）

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和2年8月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで

- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年9月3日（木曜日）午後4時

- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階会計課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年8月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年9月2日（水曜日）午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和2年7月30日（木曜日）午後4時
 - イ 場所 3(2)の場所
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Names and Quantities of the equipment to be leased.
Lease of driver's license update automatic reception terminal with personal identification number input function for driver's license:1 set
 - (2) The Characteristics of the equipment to be leased.
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
 - (3) Pre-bid Meeting
Date and Time:16:00 Thursday, July 30, 2020
Place:Driving License Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location:3-22 Toyosaki Tomigusuku City, Okinawa Prefecture, 901-0225 Japan
 - (4) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:16:00 Thursday, September 3, 2020
Place:Bidding Room of Finance Division, the 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
 - (5) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:18:00 Wednesday, September 2, 2020
Handling Division:Finance Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(ext.2242)
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
 - (6) Bid Opening

Date and Time:16:00 Thursday, September 3, 2020
 Place:Bidding Room of Finance Division, the 1st Floor of Okinawa Prefectural
 Police HQ bldg.

(7) Handling Division

Organization:Finance Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural
 Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone:098-862-0110(ext. 2242)

人事委員会事項

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月21日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第15号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第3号中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改める。

第19条の4第2項中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき」を削り、「は、支給単位期間」を「には、支給単位期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和2年6月1日前にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第19条の2第1項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成30年沖縄県労働委員会告示第4号は、廃止する。

令和2年7月21日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

	勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
沖 縄	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事

県 病 院 事 業 局	病院事業総務課	課長 室長 医療企画監 看護企画監 副参事 班長 主幹 人事、給与、 サービス、労使関係、組織定数及び人材確保担当の主査 人材確保担当の主任技 師
	病院事業経営課	課長 副参事 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施 設整備・ICT推進班の主幹を除く。）
出 先 機 関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護 部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護 部長 副看護部長
	南部医療セン ター・こども医 療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護 部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護 部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看 護部長

4 認定年月日 令和2年6月18日

正 誤

令和2年3月31日付け公報号外第26号掲載の「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
34	下から5	学校	学力

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---------------------------------------------	----------------------------------------------